

緊急地震速報の活用方策評価への参加規約

平成 16 年 2 月 19 日制定
気象庁地震火山部

第 1 条 （目的）

この規約は、緊急地震速報に関する活用方策の推進に向けた評価（以下「活用方策の評価」と記す）を、社会的混乱を避けつつ円滑に実施するために、気象庁及び評価に参加する機関が従うべき規則を定めるものである。

第 2 条 （定義）

この規約において、緊急地震速報とは、気象庁が即時的地震データ処理技術を使って発表する震源、規模、予測震度等をいう。「参加機関」とは国、地方公共団体、企業等で気象庁が実施する活用方策の評価に参加する機関をいう。

なお、活用方策の対象は、平成 18 年 8 月 1 日から開始した「緊急地震速報の先行提供」において、利用が禁止されている分野に限る。

第 3 条 （接続先）

参加機関は、原則として気象庁と接続し緊急地震速報を受信するものとする。ただし、気象庁の技術的制約要件により、気象庁との接続が困難な場合は、他の参加機関を經由して緊急地震速報を受信することができる。

第 4 条 （情報の対価）

緊急地震速報の対価は無償である。

第 5 条 （参加要件）

気象庁は、活用方策の評価に参加しようとする者が次の要件をすべて満たす場合に、参加を許可する。

- 一 参加目的が防災対策に資するもの若しくは防災に関する研究開発であること
- 二 緊急地震速報の受信及び第三者への提供によって利益を得ないこと
- 三 気象庁から緊急地震速報を受信するために必要な経費の全てを負担すること

第 6 条 （申請）

活用方策の評価に参加しようとする者は、別記第一号様式により、次の各号を気象庁地震火山部長に申請しなければならない。

- 一 申請者の名称等
- 二 当該情報の利用目的
- 三 利用接続回線
- 四 配信開始希望日及び配信期間
- 五 経費の負担

- 六 第三者への提供について
- 七 その他気象庁が必要と認める事項

第7条（配信期間）

緊急地震速報の活用方策の評価のための配信期間は、平成16年2月25日から緊急地震速報の本運用開始（平成19年9月頃を予定）までとする。さらに評価を行うことが必要となる場合は期間を延長することができる。

第8条（緊急地震速報の第三者への提供）

参加機関は緊急地震速報を特定された第三者へ提供することができる。この場合、参加機関はその第三者からさらに緊急地震速報が再提供されることのないように取り決めておかなければならない。ただし、第三条に定めた、他の参加機関を経由して受信する参加機関についても第三者へ提供することができるものとする。また、参加機関は別記第二号様式により、あらかじめ、次の各号を気象庁地震火山部長に申請し、許可を得なければならない。

- 一 提供する第三者機関の名称等
- 二 第三者機関に提供する目的
- 三 第三者機関が緊急地震速報を利用する目的
- 四 提供期間及び提供開始希望日
- 五 第三者機関への提供方法
- 六 再提供防止について

第9条（責任分界点）

気象庁と参加機関との責任分界点は気象庁の通信システムと緊急地震速報配信のための接続口の間とする（別紙1）。これに接続するためのケーブル、回線終端装置、伝送回線、端末などは参加機関が負担して整備・維持・管理を行う。

第10条（配信の停止及び再開）

気象庁は、次の各号のいずれかに該当する場合には、緊急地震速報の配信の全部若しくは一部を停止することができる。

- 一 地震計、処理システム及び通信システムなどに異常が生じた場合
 - 二 地震計及び通信システムなどの保守点検を行う場合
 - 三 天災等気象庁の責に帰さない場合
- 2 気象庁は、前項の規定により、緊急地震速報の配信の全部若しくは一部を停止するとき及び配信を再開するときは、参加機関に対し事前に通知するものとする。ただし、あらかじめ通知することが困難な場合には事後遅滞なく通知することとする。
- 3 気象庁は、規約に反した行為を行った機関があった場合には、当該機関に対し配信の全部を停止することができる。このときにおいても、あらかじめ通知するものとする。

第11条（免責）

気象庁は、データの正確性には万全を期すが、緊急地震速報に関して発生するあらゆる損害について一切責任を負わない。

2 気象庁は、前項に規定するもののほか、活用方策の評価の期間中に気象庁が提供するデータを全部若しくは一部利用できないことによって発生する参加機関及び第三者の損害に対し、いかなる責任も負わない。

第12条（評価方法および評価の報告）

参加機関は、活用方策の評価結果について、気象庁に報告しなければならない。方法及び報告様式は別途通知する。

第13条（成果の公表）

気象庁及び参加機関は、活用方策の評価で得た成果を公表する場合、その成果に係る機関の合意に基づいて行うものとする。

第14条（信義則）

参加機関は、本参加規約に定められた各条項を遵守するとともに、本参加規約に定めのない事項または本参加規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、気象庁と協議の上、誠意を持って解決にあたるものとする。

附則

本規約は、平成16年2月25日から施行する。

附則

本規約は、平成17年3月24日から一部改正する。

本規約は、平成18年3月24日から一部改正する。

本規約は、平成19年3月23日から一部改正する。

申 請 書

文 書 管 理 番 号
平成 年 月 日

気象庁地震火山部長
濱田 信生 殿

印

緊急地震速報を受信し、その活用方策評価を行うため、下記のとおり申請します。

記

1 申請者の名称等

申請者の名称	
代表者名	
住 所	〒
受信する場所	
受信場所の担当者	
受信場所の電話番号	
受信場所のFAX番号	

・電話番号及びFAX番号は、障害時に連絡が可能なものを記入

2 当該情報の利用目的

・（例）衛星通信を用いた緊急地震速報の配信を行い、衛星通信による伝達手段の活用方策の検証及び受信した情報の利活用について検討する事を目的とする。

3 利用接続回線

・（例）NTT専用回線 DR64K 1回線

4 受信開始希望日及び受信期間

・平成 年 月 日（ ）から緊急地震速報の本運用開始（平成19年9月頃を予定）までとする。

5 経費の負担

・責任分界点は別紙1のとおりとし、次の経費は当方が負担します。

- (1) 受信設備の入手及び維持に係わる経費
- (2) 受信設備の設置場所に係わる経費
- (3) 専用回線に係わる経費
- (4) その他、気象庁地震火山部長が必要と認める経費

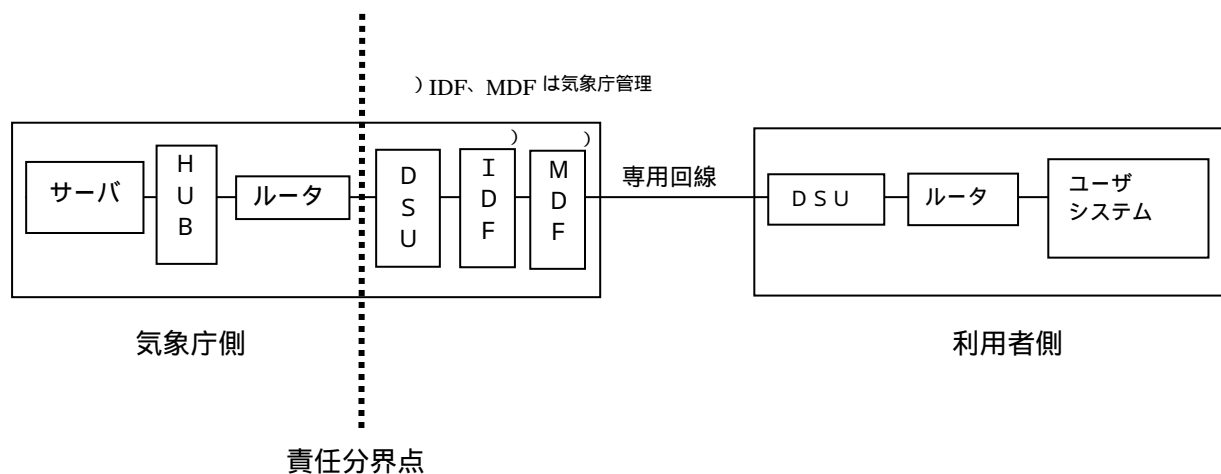
6 第三者への提供について

（例）別記様式第二のとおり提出します。

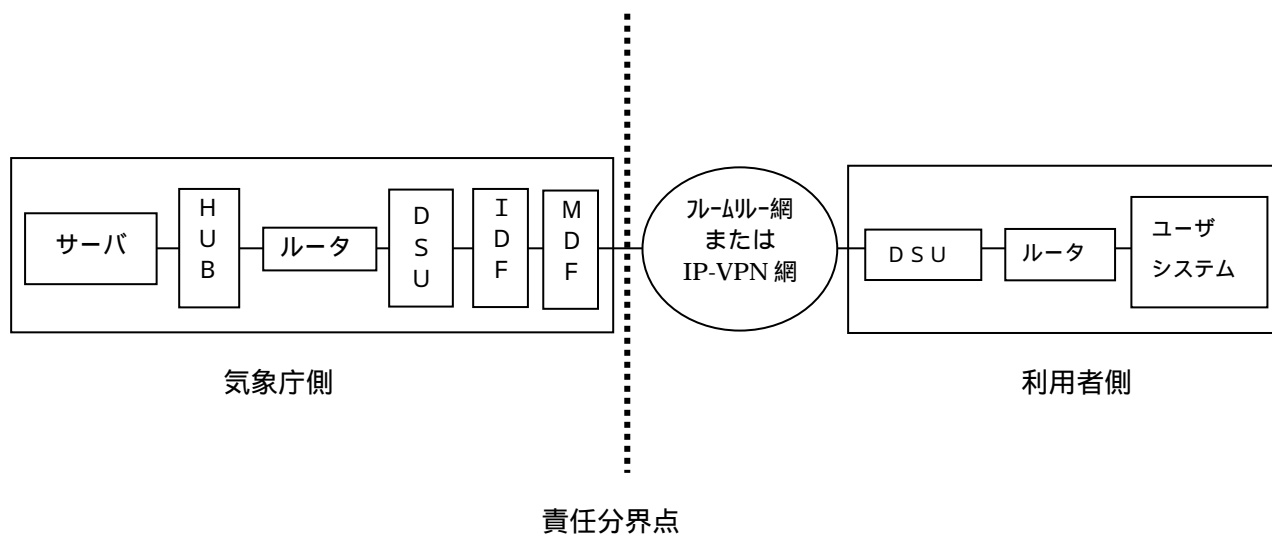
7 その他気象庁が必要と認める事項

回線接続構成図

〔専用回線の場合〕



〔フレームリレー回線、IP-VPNの場合〕



第三者機関への提供に関する申請書

文 書 管 理 番 号
平成 年 月 日

気象庁地震火山部長
濱田 信生 殿



緊急地震速報活用方策評価への参加規約第5条に基づき、第三者への提供を以下のとおり取り決めましたので申請します。

記

1 提供する第三者機関の名称等

名称	
代表者名	
住 所	〒
受信する場所	
受信の責任者	
受信場所の担当者	
受信場所の電話番号	
受信場所のFAX番号	

2 1の機関に提供する目的

- ・（例）衛星通信を用いた緊急地震速報の配信を行い、衛星通信による伝達手段の活用方策の検証および受信した情報の利活用について検討する事を目的とします。

3 1の機関が緊急地震速報を利用する目的

4 提供期間及び提供開始希望日

- ・平成 年 月 日（ ）から緊急地震速報の本運用開始（平成19年9月頃を予定）まで

5 1の機関への提供方法

- ・（例）衛星回線による（構成図例を添付）

6 再提供防止について

- ・（例）1の機関からさらに他の機関へは再提供いたしません。